（航空機登録令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　施行日前にされた登録の申請に係る登録に関する手続については、前条の規定による改正後の航空機登録令（次項において「新航空機登録令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に信託に係る航空機に関する権利の設定又は移転の登録の申請をした者（当該申請が却下されたものを除く。）が、施行日以後に当該権利の信託の登録の申請をする場合においては、新航空機登録令第五十条第一項の規定は、適用しない。

（建設機械登記令の一部改正）

第十四条　建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「）及び第八号」を「）、第八号及び第九号」に改め、同条第二項中「第百十九条ノ三」を「第六十四条」に改める。

別表の十八の項添付情報欄ロを同欄ハとし、同欄イ中「登記原因」を「イに規定する信託以外の信託にあつては、登記原因」に改め、同欄イを同欄ロとし、同欄イとして次のように加える。

十九の二	信託財産に属する建設機械についてする権利の変更の登記（次項及び二十の項の登記を除く。）	イ　第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一項第二号の定めのある信託財産に属する建設機械についての信託の変更の登記を申請する場合において権利の変更の登記を申請する場合においては、同号の定めに係る条件又は方法により指定され、又は定められた受益者であることを証する情報 ロ　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する建設機械について権利の変更の登記を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる情報 (1)　当該受益者が受益証券が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券 (2)　当該受益者が信託法第百八十五条第二項の定めのある受益権の受益者であるときは、同法第百八十七条第一項の書面又は電磁的記録 ハ　信託の併合又は分割による権利の変更の登記を申請するときは、次に掲げる情報 (1)　信託の併合又は分割をしても従前の信託又は信託法第百五十五条第一項第六号に規定する分割信託若しくは同号に規定する	

十九の三	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記		承継信託の同法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、これを証する情報 (2)　(1)に規定する場合以外の場合において信託法第五十二条第二項又は第百五十六条第二項に規定する受託者において信託法第百五十六条第二項又は第百五十二条第二項に規定する公告百六十日（同項第五号に掲げる日時が新聞紙に掲載される日から起算して二十日を経過する日）又は官報に掲載する方法により公告百六十日（同項第五号に掲げる日時が新聞紙に掲載される日から起算して二十日を経過する日）の公告をしたこと（当該信託財産責任負担債務を承継した信託の受益者が当該信託の債権者であるときは、当該信託の債権者に対し弁済を提供し、当該債権者が当該信託の債権者に対し弁済をすべき債務を負担しないことを証する情報　信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書についてはその謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報

（建設機械登記令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、前条の規定による改正後の建設機械登記令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（企業担保登記登録令の一部改正）

第十六条　企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第百十九条ノ二第二項」を「第六十三条第二項」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十七条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「金融機関の信託業務の兼営に関する法律」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に改める。

（特許登録令の一部改正）

第十八条　特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出しを「（付記登録）」に改め、同条中「附記」を「付記」に改め、同条第二号中「移転」の下に「又は信託による質権についての変更」を加え、同条第三号中「抹消された」を「抹消された」に改める。